

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案（仮称）」に対する意見募集の結果について

環境省地球環境局地球温暖化対策課

令和2年12月3日（木）から令和2年12月16日（水）にかけて「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案（仮称）」の概要に対する意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも適正な環境行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

○募集期間：令和2年12月3日（木）～令和2年12月16日（水）

○実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

○意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）フォーム、電子メール

2. 御意見の件数

1件

3. 御意見の内容及び御意見に対する回答

別紙のとおり

4. 本件に関するお問合せ先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省地球環境局地球温暖化対策課

担当：金澤 TEL:03-3581-3351（内線6790）

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	デジタル化と紙での申請は共存させるべきで、紙の手続については引き続き押印を利用すべきではないか。	<p>今般、「規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）」に基づき、行政手続における押印の見直し等を行うこととされており、押印を求めている手続等に関して、押印が不要と判断される場合には押印を見直すこととしています。</p> <p>ただし、押印の見直しに伴って申請者等の利便性等が損なわれないよう、適切な制度運用を進めてまいります。</p>